

山口市経営改善支援補助金

業績が低迷し、資金繰りに苦しむ中小企業者が、経営改善計画の策定や経営改善の実施にあたって必要な経費を補助します。

対象事業者

業績が低迷している市内中小企業者であって、経営改善計画の策定又は経営改善を行うおとする者

対象事業

- 認定経営革新等支援機関^{※1}の支援を通じた経営改善計画の策定
- 経営改善計画の策定及びモニタリングのために利用する専門家派遣事業^{※2}
- 売上高が2期連続して前期比5%以上減少している事業者が、経営改善のために利用する専門家派遣事業

※1 中小企業新事業活動促進法に基づき、中小企業の経営課題に対して専門性の高い支援を行うため、税務、金融及び企業の財務に関する専門的知識を有する機関や人（金融機関、税理士、公認会計士、弁護士など）

※2 対象となる専門家派遣事業：公益財団法人やまぐち産業振興財団の専門家派遣事業、山口商工会議所、山口県央商工会又は徳地商工会のエキスパートバンク事業、経営改善のモニタリングに係る専門家指導

補助率・補助限度額

- | | | |
|----------------|-----------------|----------|
| ○経営改善計画策定経費 | 補助率:自己負担費用の2分の1 | 限度額:10万円 |
| ○専門家派遣事業の謝金・旅費 | 補助率:自己負担費用の2分の1 | 限度額:20万円 |

申請の流れ



※経営改善計画の策定については、山口県経営改善支援センター（TEL：083-921-8039）にお問い合わせください。

※申請様式等は山口市商工振興課ホームページを御覧ください。

検索

山口市商工振興課

問い合わせ先

山口市商工振興課 TEL：083-934-2812 E-mail：shoko@city.yamaguchi.lg.jp